

#### 第4回「次世代送配電システム制度検討会 第2ワーキンググループ」

開催日：平成22年11月4日（木）

経済産業省本館17階第1－3共用会議室

○金本座長

まだお見えでない委員の方々がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、第4回「次世代送配電システム制度検討会 第2ワーキンググループ」を開催させていただきたいと思います。

きょうは御多用のところを御出席いただきまして、大変ありがとうございます。今回はオブザーバーとして7名の方に御参加いただいております。これまでに御参加いただいた方々でございますので、お手元の座席表をもって御紹介にかえさせていただきます。

それでは事務局のほうから、配布資料の御確認をお願いいたします。

○山下課長

配付資料一覧でございますように、議事次第、委員名簿、報告書の案、それから参考資料、前回の議事録ということでございます。もし不足があればお知らせいただければと思います。

○金本座長

本日は、「全量買取制度にかかわる技術的課題等について（案）」というものをお配りしていますが、これについて御議論をいただきたいと思います。

まず、山下課長から、資料3について御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○山下課長

それでは、資料3に基づいて御説明させていただきたいと思います。

まず、2ページのところに「はじめに」とありますが、昨年11月に、現行の余剰電力買取制度がスタートいたしまして、昨年11月から再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチームというものが立ち上がり、本年の7月には、基本的な考え方としての大枠がまとめられたところであります。

その中では、再生可能エネルギーの導入拡大、国民負担、系統安定化対策の、3つのバランスが極めて重要で、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めることが基本方針とされております。また、6月の成長戦略でも取り上げられております。

こういう状況を踏まえまして、本ワーキンググループでは、買取制度の導入に当たり、必要となる買取費用の回収スキームを初めといたしまして、電気事業法に基づく諸制度とも密接に関連する技術的な事項について、制度の大枠で示された考え方を踏まえて検討を行ってきたところであります。

以下は、具体的な検討項目ごとに、ワーキンググループにおける検討結果を取りまとめたもので、今後、この報告書を踏まえて制度設計がなされることが期待されるということ、を、「はじめに」のところで書いてございます。

次のページにまいります。買取主体ですが、基本的な考え方といたしまして、具体的にどういう者に対して買取を行う主体として義務づけをするかということでございます。義務づけをすることに対しましては、一連のシステムを円滑に運営することが期待される者を買取義務者とすることが適当と考えられる。また、買取義務者には、10年以上の長期にわたって安定的に事業を継続することが期待されるということで、まずは一般電気事業者の位置づけというものを（2）に書いてございます。

一般電気事業者は、これはもう、当たり前のことですが、「①みずからの供給区域内における電力系統ネットワークを維持・運用している。②小売については、規制分野においては供給義務を、自由化分野においては最終保障義務を負うなど、電気の安定的な供給に関する責任を負う立場にある。③供給区域内における発電及び小売シェアの大部分を占めることから、再生可能エネルギーの出力変動への対応能力が相対的に高い状況にある。④事業の休止・廃止に当たっては経済産業大臣の許可が必要となるなど、事業の継続が前提となっている」ということで、これらの特徴を踏まえまして、現行制度と同様に、一般電気事業者が一義的な買取義務を負うものとするのが適当であろうということを書いてございます。

なお書きのところ、一般電気事業者の供給区域の境界周辺において再生可能エネルギー発電施設を立地した場合の、発電事業者から見た3つのケースというものを、ケース①～③で示しておりますが、いずれのケースでも買取を求めることができるという整理が適当と考えられるということでございます。

4ページの（3）にまいります。特定電気事業者の位置づけでございます。特定電気事業者は、許可を受けた供給地点においては電力系統ネットワークを保有して、供給義務を負って、退出規制の対象になるので、基本的に一般電気事業者と同様の規定に服している。全量買取制度の導入についても、特定電気事業者は、当該供給地点における電気の供給を

独占的に行うということにかんがみて、これも一般電気事業者と同様に買取義務を負うという整理でございます。

その下の(4)で、PPSの位置づけを書いております。一般電気事業者及び特定電気事業者が買取義務者になるという前提で考えると、「PPSは全量買取制度に基づく買取ができない」という制度にすると、政策的に割り増しされた買取価格と同等以上の価格を発電設備設置者に提示しないと電気を調達することができないという問題が生じますので、一般電気事業者とPPSの電源調達にかかわる公平性確保の観点から、原則として、再生可能エネルギー発電施設の立地場所を供給区域に含む一般電気事業者は、買取義務を一義的には負うものの、PPSも同様に電気を買い取ることができ、費用回収についても、買取義務者と同様の扱いとするという整理が適当ではないかということでございます。

5ページの(5)、自家発自家消費及び特定供給の位置づけです。自家発の場合には、いわば自給自足の位置づけで、電気を一般電気事業者から買うことはあっても、便宜的に自家消費分についてみずからが買い取ったとみなす、あるいは一般電気事業者が買い取ったとみなすことは、現実にはこのような調達行為または取引関係が存在しないことから困難と考えられる。特定供給についても、自家発自家消費の延長として位置づけることができるので、自家発自家消費の扱いと同様に、買取制度の枠外とすることが適当である。

それから(6)、一般電気事業者の自社設備の取り扱い等について。一般電気事業者の自社設備については、みずからが発電して販売した量を、みずからが買い取ったとみなすことは二者間の調達行為または取引関係が存在しないことから、買取制度の対象とすることは困難であり、買取制度の枠外といたしますが、一般電気事業者と資本関係がある者(子会社等)が発電設備を設置し買取を求めることは、認めることが適当であろうということでございます。

大きな2つ目の柱で、買取契約のあり方につきまして、まずは「より高値」での買取ということでございますが、全量買取制度での買取価格は、いわば「基準価格」であって、買い手がつかなかった場合には一般電気事業者が基準価格で買取義務を負うということですので、それを前提に、それ以上の価格でPPSまたはその他の一般電気事業者が買い取ることも認めることが適当であろう、と。この場合にはFIT価格から一定の電気としての価値相当分を控除した額の範囲でのみ国民負担を求めることが可能で、FIT価格を超える部分については買い取った者がみずからの需要家から回収するということが適当ではないかということでございます。

6 ページにまいります。(2) で、相対契約以外の契約方式として、P P S を含めた再生可能エネルギー電源へのアクセス機会の拡大と、発電設備設置者の経済性の追求という観点から、特に水力や地熱、バイオマスのように、比較的安定的な電源については積極的に入札や取引所のグリーン電力卸取引の活用を行うことが望ましいのではないかと考えています。

(3) にまいりまして、買取期間中の分割契約でございます。入札や取引所の活用、さらには相対契約の締結においても、買取期間全体に及ぶ一括契約に限定する必要はなく、買取期間中の分割契約も認めるべきである。例えば、「入札により、価格及び買取の相手方は1年ごとに更新するものとする。FIT 価格を上回る応札者がいない場合、FIT 価格で一般電気事業者が買い取る」というような入札条件も認めることとすべきではないかと考えています。この場合、発電設備の管理が相当複雑になることが予想されますので、当該設備の買取開始時期などが適切に管理される仕組みを整備することが必要ということでございます。

続きまして、7 ページでございます。(4) で、複数の電気事業者による買取ということですが、発電事業者が1つの発電設備により発電した電力を分割し、複数の一般電気事業者・P P S に卸供給等を行うケースもある。したがって、全量買取制度下においても、同様に、複数の事業者への売電を認めることも可能ではないかと。ただし、この場合、最終的な「しわ」の部分については、買取義務を有する一般電気事業者が買い取る形が想定されますので、適正な競争条件の確保、系統全体の連系可能量の確保、一般電気事業者のネットワーク部門の実務的な負担といった観点を十分に踏まえ、また、御議論いただいた結果、複数の事業者への売電を認めることに慎重な意見も多かったことから、複数の事業者による買取を可能とするものを一定規模以上の電源に限定した上で、買取に関する一定の規律を設けることが必要ということでございます。

大きな3番でございます。買取費用算定における控除額の考え方ということで、最初に、基本的な考え方といたしましては、買取費用の算定に当たっては、FIT 価格から、買取に伴う回避可能原価に相当する部分を控除した上で、買取電力量を乗ずることが適当である。回避可能原価としましては、太陽光発電の余剰買取制度における控除額の基準として、太陽光等の発電量は天候等により変動し、あらかじめ買い取る量が正確に想定できないこと、また、水力・地熱・バイオマスなど、一般に「安定的な電源」と言われるものであっても、基本的には発電側の意思により出力が左右されるため、当面は電気事業者の設備形

成への影響がないと考えられること、それから、発電不調時のリスクは高値での買取など当事者で特段の合意がある場合を除いて、基本的には買取側が負うことが適当であると考えられること、さらには、託送余剰インバランスの買取との整合性、それから総括原価方式に基づく現行電気料金制度との整合性等を踏まえまして、現行制度と同様に、一般電気事業者ごとに、全電源平均可変費を採用することが適当ではないかということでございます。

PPSにつきましては、PPS自身のデータの提出を求める場合には、PPSのコストデータの正確性を確保することは、買取費用の過大・過小推定を防ぐことによって享受できるメリットに比べて、新たに発生する行政コストが非常に大きいということと、それに加えて、参入間もない、規模の小さな事業者も多い中で、PPSの負担が過重になるおそれがあるということから、あえて厳格に各PPSのデータをもとに計算するのではなく、一般電気事業者の全電源平均可変費の加重平均で代替することが適当ではないかということでございます。

次に大きな4、卸供給制度との関係・買取期間終了後の扱いでございます。まずは、(1)卸供給制度との関係ですが、全量買取の対象となる設備につきましては、他の再生可能エネルギー電源設置者にはFIT価格での買取が認められることにかんがみれば、全量買取制度と卸供給制度のどちらに服するかは発電事業者の選択に委ねることが適当ではないかということでございます。(2)の、買取期間終了後につきましては、通常の電気事業法に基づく規制に服するものとするのが適当であろうということでございます。

続きまして、9ページにまいります。買取費用の負担に関する電気料金制度上の取り扱いでございます。負担につきましては、すべての需要家が公平に負担する観点から、全量買取制度の大枠において、電気の使用量に応じて負担する方式が基本とされております。負担の公平性を確保する観点からは、確実に買取費用を回収することが必要なので、例えば電気事業者に買取費用を回収するための請求権を付与するとともに、規制小売分野については供給約款に買取費用の負担を「再生可能エネルギー促進付加金(サーチャージ)」として、電気事業法における「料金その他の供給条件」の一部として位置づけることが考えられるということでございます。自由化分野におけるサーチャージについても同様の取り扱いを確保していくことが必要不可欠であろうということでございます。

次に6番、全量買取制度における買取費用の回収タイミングでございます。全量買取制度では、買取対象が大幅に拡大いたしますし、一般電気事業者以外の事業者も買取を行う

ということですので、こうした点を踏まえて、本ワーキンググループでは、回収のタイミングについて、2つの案のメリット・課題等を整理したところでございます。

案の1といたしましては、事後回収方式、すなわち、今の余剰買取での方式でございます。これは1年分の買取費用を確定した上で、サーチャージ単価を設定し、総需要電力量見込みに基づいて、翌年度に回収するという方式でございます。

案の2は同時回収ということで、1年分の買取費用見込み及び総需要電力量見込みに基づいてサーチャージ単価を設定し、買取と同時並行的に回収を実施します。

検討いただいた結果としては、買い取られた電力は同時に需要家に供給されるので、回収についても、買取と並行して実施することが適切であるということ。それから、事後回収方式の場合は電気事業者に金利負担が発生し、結果的に国民負担が増すおそれがあるということ。それから3番目に、相対的に財務基盤が弱く、かつ、再生可能エネルギー買取量比率の高いPPSほど財務への影響が大きくなるということ。そして、事後回収方式の場合でも、買取が終了した次年度においては、買取が行われないにもかかわらず負担だけが発生するということから、同時回収方式をベースとしていくことが適当ではないかという意見が多数であったということでございます。

ただし、同時回収方式とする場合、サーチャージ単価を設定する際、前提となる買取費用、需要電力量とも見込みで設定する必要があるため、実際の回収総額は回収すべき買取総額と多少のずれが生じることが考えられますので、差額分については事後的に調整することが必要です。また、制度導入の当初は、現行のサーチャージの回収と新制度でのサーチャージの回収が併存することになりますので、この影響を受ける需要家の理解が得られるよう、回収方式の変更についての広報・周知の徹底といったことが、まず、必要です。いずれにしましても、需要家に対する影響を踏まえて制度設計をする必要があるということでございます。

次に7番、地域間調整に関する考え方といたしまして、全量買取制度の大枠で、地域間の負担の公平性を保つために地域間調整を行うことを基本とするというふうにされております。地域間調整を行う方式としては、事業者間で清算をするという方式（案の1）と、清算機関を設定して、その清算機関にサーチャージを集約した上で、清算機関が買取実績に応じて分配をしていくという方式（案の2）、この2つの案を提示いたしました。これについて御検討いただいた結果といたしましては、収支の流れが明確になるということ、また、PPS・特定電気事業者も含む多数の事業者間での調整に対応可能であるということ、

さらには、一元的に資金決済を行う清算機関を経由したほうが、地域間調整にかかる全体コストを抑えられるということから、清算機関方式が適当であろうという意見が大勢であったということでございます。

その際に、清算機関のコストについても、全量買取制度の実施に必要な経費として、サーチャージの算定基礎に含めることが一案であろう、と。その場合には、算定基礎については行政が関与するなど適切な手段で透明性をもって決定することが必要と考えられる。清算機関の具体的な主体や、清算業務と他の業務との区分をどのように行うか、また信用リスクに対してどのように対応するか等については、より詳細な検討が必要であろうということでございます。

8番で、その他のコストの取り扱いといたしまして、諸経費の取り扱いということですが、全量買取制度の導入に伴って、買取費用以外のシステム改修や再生可能エネルギー発電設備設置者への払い込みに要する諸経費等の負担については、実績費用に基づいてサーチャージとして需要家が負担する仕組みはなじまないで、買取主体となる電気事業者の料金原価に算入することが適当であろうということでございます。

それから、全量買取制度は現行制度と異なり、清算機関と事業者、あるいは事業者間で新たに金銭のやりとりが行われますので、これに伴う税務上・会計上の取り扱いを整理する必要があるのでございます。

9番の、外生的・固定的なコスト要因の料金反映というところですが、現行電気事業制度下の規制小売料金改定では、料金値上げとなる場合には、経産大臣の認可プロセスが必要ですが、これには、一連のプロセスを経ると半年以上を要することになります。電気事業法がこうした認可手続を求めている趣旨というのは、一般電気事業者が独占供給体制のもとで能率的な経営によらない非効率なコストを需要家に転嫁することを防止するということを目的としております。

これに対してサーチャージは、外生的な要因で電気事業者にとってのコスト増加要因となっている。そして電気事業者にとって効率化努力の余地がない、あるいは合理的な代替手段が存在しない。そして、コスト増加要因が法令の根拠に基づいて発生している。それから、コストの額が明確なルールに基づいて算定可能となっている。こうした性質を有していますので、こういったものまで電気事業者のコスト削減等に向けた経営努力を求めるのは、料金規制の趣旨にかんがみれば不合理ですので、電気事業者に過剰な規制を強いることとなると考えられる。

したがって、本ワーキンググループの検討結果といたしましては、「外生的・固定的なコスト要因」としてのサーチャージの料金反映については、円滑な実施のためにも、電気料金制度上、より簡便かつ機動的な手続によることを可能とすることが適当とされているところでございます。

また、料金原価算定を行うに当たって、サーチャージ以外にも外生的な要因等によるコスト増加として整理できるものが存在する可能性はあることから、こうしたものについては電気事業制度面での手当について、適切な場においてさらなる検討を行うべきであるということでございます。

10番目が、系統安定化対策費用等の負担についてでございます。基本的考え方といたしましては、電力系統の安定化対策に関する基本的考え方として、国民負担を最小化しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を可能とするような最適な方策を検討していくこと、ということございまして、将来の技術開発の動向や、実際の系統への影響を見て、必要に応じて制度の見直しを検討すること、というふうにされております。

このワーキンググループでは、3つの具体的論点について検討を行ってきたところでございます。まず、事業用発電設備の設置に伴う電源線敷設・系統増強対策費用の負担ルールということでございますが、現在のルールでは、原因者が特定できるものとして、発電事業者が電源線及び系統増強対策費用を負担することが原則として整理されております。一方で、一般電気事業者が設定している送電容量や連系可能容量を超えて再生可能エネルギー発電設備を系統連系しようとする場合には、発電事業者が電源線や系統増強コストを負担する意向の有無にかかわらず、系統増強費用が高いといった理由で拒否される場合があるのが現状です。こうした中で、全量買取制度下において電源線コスト及び系統増強コストについての適切な負担ルールとして、どのような整理が適当かという検討を行ったということでございます。

①といたしまして、電源線敷設にかかる費用負担ルールでございますが、従来からこれは、原因者が特定できるものとして、特定負担として整理されてきております。これを一般負担とする場合、発電事業者のみが利用する送電線を社会全体で支えることとなる上、全体として高コストな電源立地に過剰なインセンティブが付与されて、結果的に社会的費用の増大を招くおそれがある。他方、特定負担でやれば、電源線費用を含めたコストがより低い地域から、順次、設置されていくということから、引き続き特定負担とすることが適当であるということでございます。

ただし、系統連系技術要件ガイドライン等を踏まえまして、一般電気事業者等が電圧調整装置の設置等を求める場合、具体的な対策の適切性や費用負担の妥当性については、一義的な挙証責任は一般電気事業者が負うことが適当であろうということでございます。

次に②として、系統増強にかかる費用負担ルールということでございます。現状では、再生可能エネルギー電源に限らず、発電事業者が発電設備を設置することに伴う系統増強費用については、対策の直接の原因者が明確に特定できれば、特定負担が原則というふうになっております。

全量買取制度の場合には、再生可能エネルギー発電設備が設置された場合には、買取義務者は一定の拒否事由に該当しない限りは売電契約を締結する義務を負いますので、系統連系を拒否することができないという整理が基本です。この場合に、一定の買取拒否事由に該当することについての挙証責任は買取側にあるとの点で、従来の売電契約とは質的な変化がございます。従来よりも再生可能エネルギー導入を促進する方向での制度設計とすることが想定されます。他方で、風力や太陽光のように、設備利用率の低い電源のために送電線の増強を行う場合には、発電電力量当たりの設備償却費用が高くなることから、こうした限界費用を十分に踏まえて、適切なルールをつくる必要があるということでございます。

ルールといたしましては、発電事業者が負担する方式と、もう一つは、上限つき一般負担方式というものの、案の1と案の2がございます。

このワーキンググループの中では、いずれの方式を採用すべきかについては、さまざまな議論が展開されましたが、案の1につきましては、市場原理に基づき、系統増強費用を含めた社会的コストが低い地点から発電設備の立地が進むという点で、費用対効果にすぐれて、原則一律価格での買取という制度の趣旨とも整合的である。2番目といたしましては、案の1は系統増強が必要ない発電施設の公平な競争条件が確保される。また、3番目といたしまして、案の2は、買取義務が解除される上限値を合理的な考え方にに基づき設定することが困難であるということ等から、案の1を採用することが適当であるとする意見が多数ございました。

なお、発電事業者負担方式にすることによって、風力発電等の適地に計画的かつ効率的な設置が順調に進まないといった状況が生じる場合には、政策的に必要であれば、一定の区域において、系統増強が進むような戦略的な支援策を講ずることも一案である。

また、いかなる方式を採用するにしても、全量買取制度のもとでの再生可能エネルギー

の導入状況を見つつ、適切なタイミングで、この負担ルールのあり方を改めて検討し、必要に応じてルールを見直していくことが適当であるということでございます。

次に（３）として、住宅用太陽光発電にかかる系統増強対策費用のうち、トランス増設費用の扱いについてでございます。トランスの必要につきましては、増設の対策が必要となるタイミングで太陽光パネルを設置した者について原因者負担の原則が妥当とし得ることから、特定の者に負担が寄ってしまう可能性があるということでございます。したがって、こうした不均等なコストを緩和するための方策について検討することが必要で、何らかの手段によって、そのパネル設置者を支援する仕組みを構築することで普及拡大の環境を整備すべきであるということでございます。その方策としては、太陽光パネルメーカーから、トランスの増設費用負担に関して、何らかの協力の意向が示されているところでございます。

次に（４）の、事業用発電設備への出力抑制及び抑制に伴う補償措置の可否ということでございます。全量買取制度において、電力需要が少ない日などで電力の需給バランスを維持する観点から、一定の系統安定化対策が必要となる中、国民負担を抑える観点から、出力抑制の手段によることも十分に想定されるところでございます。一方で、頻繁に出力抑制がなされると、再生可能エネルギーの導入にブレーキがかかるという懸念もありますので、こうした状況で仮に出力抑制を行うとした場合、それに伴う補償措置等を講ずることが適当かについて検討を行ったところでございます。

経済的な補償がなされるとすれば、発電事業としての採算性、予測可能性は確保されます。ここで買取費用は、再生可能エネルギーによって実際に発電された電気のために需要家が負担するものですが、出力抑制の場合には、発電されていない電気のために負担が発生することになるので、こうした負担には十分な国民理解を得ることが困難ということでございます。一方、太陽光や風力の場合は、「出力抑制がなされなければ発電したと考えられる電力量」を正確に計測することは困難でございます。

そういう意味で、一定の合理的なレベルの出力抑制まではあり得るものの、それ以上の抑制は、基本的にはないことを前提に、発電設備の投資を行うかどうかを決定できる状況であれば、発電事業者の予測可能性は確保されているのではないかとということでございます。

以上を踏まえまして、発電事業者の予測可能性の確保と国民負担とのバランスにかんがみ、全量買取制度のもとで一般電気事業者が電力需給上の理由から、買取制度の対象と

なる事業用発電設備に対する出力抑制を行う場合には、当該出力抑制に対する経済的な補償は行わないこととしますが、事業者の予測可能性を確保する観点から、あらかじめ、電力需給上の理由から出力抑制が行われる際の上限值を設定するとの考え方が大勢でありました。

出力抑制の受忍限度となる上限値については、例えば特異日が14日または30日として、4～8%の間で設定するのが一案ではありますが、発電事業の予測可能性に与える影響、あるいは系統安定化対策全般の考え方を踏まえつつ設定することが適当であろうということでございます。

最後に、環境価値の取り扱いということを書いております。買取に伴う環境価値の帰属及び配分方法については、現行制度における整理も踏まえて、以下の3つの考え方のうち、いずれが基本的な整理として適当であるか、検討を行ったところでございます。

1番目が、買い取った電気事業者の原単位向上を通じて、当該事業者の需要家にのみ環境価値が分配されるというもの。2番目が、地域間調整のプロセスを通じて、その結果として、負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるというもの。3番目が、買取とは分離して、環境価値を証券化したり、オークション等の方法で売却・取引をするというものでございます。

全量買取の負担の考え方を踏まえまして、地域間調整を実施することで買取を行った事業者の需要家以外の需要家にも、当該買取の負担を求めることになってしまうこと、また、制度全体でできる限り統一的な扱いをすることが望ましいこと、それから、別途、国内排出量取引制度の検討もなされる中で、現時点で新たにオークション制度等を導入すると制度が複雑化することなどをかんがみまして、負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるという扱いが適当ではないかという整理がされたところでございます。

以上でございます。

○金本座長

どうもありがとうございました。それでは、これから討論をお願いしたいと思います。委員の方々、オブザーバーの方々、どうぞよろしく願いいたします。

○大日方委員

会計関連のところですが、2回目の議論の肝心なところで私が休んだツケが回ってきたということかもしれませんけれども——その点はおわびします。清算機関に関して、11ページから12ページあたりのところですが、この方式については基本的に賛成です。この清

算機関を設けた場合、会計上のとらえ方からすると、エネルギーを調達したほうは、一たん、立てかえ払いをして、回収したほうは預かっていて、という形になると思います。その場合には、一般電気事業者にせよ P P S にせよ、基本的に収益費用に関係がないので、会計上、税務上の扱いは、比較的シンプルになると思うのですが、逆に、今度は清算機関の側で、これを業とするということになると、ここの課税問題が出てくる可能性があります。12 ページの第 1 パラグラフは、電気事業者についての税務上、会計上の取り扱いということにとどまっているんですが、実は清算機関についての税務上、会計上の取り扱いも考慮する必要があるのではないかという点が一つです。

それから敷衍すると、応用問題になりますが、この清算機関に対して行政がどうコミットするかという問題で、恐らくこれは、やはり監査を入れて、その決算報告書の届出をさせるということになると思います。これが 2 点目です。

次に、その応用で、今度は 12 ページの 9 に飛ぶんですが、一般電気事業者が仮に回収するときに預かっているだけで、基本的にこのサーチャージ部分は、電気事業者をスルーするだけだとすると、そのサーチャージの増加・減少についての規制は清算機関に対してかけないと、料金規制上、おかしくなるのではないかという気がします。つまり、電気事業者にとって、このサーチャージは電気料金原価を意味しないということになります。サーチャージはあくまでも代理徴収で、立てかえ払いと代理回収をしているだけだという位置づけにすると、実は料金規制の届出といったことは、清算機関にさせないと、すっきりしないなあという気がしています。

もちろんイメージの持ち方かもしれません。単純に清算機関は事務コストとお金のやりとりだけをやるということかもしれませんが、実際、ここには、多分、システムが入って、設備投資をして、減価償却をして、人がいて、給料を払うということになるので、やはり課税問題が生じてきますし、その設備投資分と給料を含めて回収するということになると、独立に、ここに料金問題が生じるのではないかという気がするんです。ですから、この清算機関方式に伴って、会計の問題、さらには料金の機動的な支払い・回収のスキームという話を、この清算機関のところまで広げてカバーしたほうがいいのかなあという感じがします。

○金本座長

これから御検討いただくことかと思いますが、事務局のほうから何か今の段階でお答えすることはございますか。

○山下課長

まさにそういったところを含めて、今、例えば税務当局とも議論をさせていただいているところでもありますので、いただいた意見を踏まえて、今後とも調整していきたいというふうに思っております。

○金本座長

そのほか、いかがでしょうか。

○大橋委員

2点ございます。最初の論点は、大日方委員の御発言に関連するところですが、9ページの6の、回収のタイミングに関してです。現行、既に余剰買取制度が始まって1年がたとうとしている中で、事後回収方式というものを行って、その中で、同時回収というやり方というのも、きちっと見込みが立てば、やり方としてはいいのではないかというような意見も、当初述べさせていただきました。

ただ、やはり難しい点は、事後回収も見込みはあるんですけど、これは総需要の見込みのみである。同時回収については、それに加えて買取の費用の見込みが入ってくるという観点からすると、数字がずれた場合に、最後には差額で調整すればいいというのが書かれていますが、その差額についても、場合によっては金利の負担が発生するだろうということが、まず、第1点としてございます。また、差額が大きくなってしまうと、消費者にとっても、制度の安定性に対して必要以上の不安を与えるということにもなりかねない。これらをかんがみると、やはり同時回収にも、もちろんメリットはあるけれども、事後回収もやはりメリットがあるのかなあ、と。

なかなか難しい点だというのは、前回もコメントさせていただいているんですけど、何とか両方のメリットを生かしつつ、組み合わせて考えることが可能かどうかというところというのは一つのポイントなのかというふうには思います。

同時に、周知徹底というか、現在、事後方式でやっているわけですから、同時回収というものも折り合わせて考えるときには、当然、その周知徹底というのは非常に重要になってくるだろうというふうに感じます。以上が第1点でございます。

2点目は、15～16ページの、トランスの費用の扱いのところ、従来、特定負担であったトランスに関して、今後、パネルメーカーのほうから、御提案があるというふうなお話がされたところかと思えますけれども、前回の議論では、ここについても、必ずしもパネルメーカーに全部任せてしまうという形ではなくて、やはり電気事業者と、それから行政

との間で話し合いを持ちつつ、きちっと見ていく、フォローしていくんだ、というようなお話があったようにも記憶していますので、そういうところを踏まえつつ、望ましいあり方というものを考えていただければというふうに思いました。以上、2点でございます。

○金本座長

何か事務局のほうからございますか。

○山下課長

最初にいただいたコメントにつきましては、大変重要な御指摘だと思っております。まだ制度設計がこれからでございますので、詳細な制度設計でどういう影響があるのかということも十分に踏まえた上で、いただいた御意見を参考にさせていただきながら、詳細な制度設計に当たっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○金本座長

最初の点について、PPSの方から特に御意見はございますか。事後回収はPPSにとってどうこうというふうな文言がございますので、何かコメントがあればお願いします。

○遠藤本部長

ここに書いてあるとおりで、たしか1回目のときでしたでしょうか、意見を申し上げたと思いますけれど、相対的に財務基盤が弱いPPSにとっては、費用回収が遅れるということに対して、やはり財務への影響が大きいということで、なるべく同時回収していただくほうが、ありがたいということでございます。

○金本座長

そのほか、何かございますか。

○大日方委員

軽微なことかもしれませんが、確認させてください。今、大橋先生がおっしゃったことも、もっともなことだと思っておりますが、10ページの絵のところ、予定というか見積もりで出発して清算をしてという、このスキームがあって、1年というのをイメージされています。その理由として、季節変動を平準化するということですが、事後と同時というのは、ある程度、両方の面を生かすとすると、やはり計算期間を短縮するというのが一つのアイデアで、四半期くらいにするのもひとつの方法です。それによって、平準化はされませんが、ずれが大きくなるとか、ある程度、早期に実費回収ができるというメリットがありますから、ラグをできるだけ少なくすることも一案なのではないかという気もしています。特に清算機関がつくられるということであれば、そこにある程度、

人が張りついて対応できるので——もちろん事務作業がふえるとは思いますが、それは専門機関としてできるということであれば、一応、四半期ベースくらいのサイクルというのでも考えてみてはどうかという気がします。この「1年」というのが既に決まったことなのか、まだ今後検討されるのかはわかりませんが、その辺も、制度設計の際には考えていただけたらと思います。

○曳野課長補佐

今、大日方委員から御指摘のあった点でございますけれども、恐らく2つほど考慮すべき事項があると思っております。

一つは四半期ごとで買取のサーチャージを変えていくということになると、実際に見積もりというか試算をしたところ、季節ごとの買取の変動というのが非常に大きくて、冬と春とでは、2倍を超えるような買取量の変動が起きるとということが想定されております。あるときは月10円だったのが、次の月は20円になりますというのであれば、まだいいのですが、100円だったのが200円になりますとか——特に産業界のユーザーにとっては、相当大きな変動になってくるということを踏まえて、——済みません、今、手元に数字はございませんけれども、そこを踏まえて検討していく必要があるというふうに思っております。

もう一つは、実際には市場の3分の2は自由化された料金でございますので、一般的には、実務上、1年に1回、契約の更新がされているというふうにお聞きしております。したがって、契約の更新が1年ごとであるということと、これを仮に四半期ごとにした場合に、それを変えることが——契約書の書きぶりにもよるのかもしれませんが、実務に与える影響ということ踏まえて、今、この事務局案としては1年ごとということにさせていただいていますが、どちらをとるべきかということを決めていく必要があると考えております。以上です。

○金本座長

では城所委員、お願いします。

○城所委員

大きく分けて2点についてコメントさせていただきます。まず、第1点目は、案の5ページの注の2番、参考資料のほうでは9ページになります。FIT価格を固定してサーチャージを可変にする買取方式についてのところですが、最初のほうで、このワーキンググループの報告書は、今後の基礎資料になるというようなお話があったので、そういうこと

であればということでコメントをさせていただきたいのですが、どうしてこの案の2がだめなのかという理由で、買取の相手方がだれであっても買取総額は一定になるため、発電側に、安定的に電気を供給して売り上げの増加につなげようとするインセンティブが働かないというのは、確かにそうなんですけれど、それがいけないのかというのは別の論点だろう、と。こういう事実があるとして、「それで何？」ということになってしまう可能性があるのですが、これは理由としてどうなんでしょうか。次の、PPSさんの電源調達が困難であるということ。確かにこれが競争に影響を及ぼすというのにはあり得ると思うのですが、第1点目の点は、理由としてどうなんでしょうか。

それから少し行くと、発電側が売電先を決定する際、入札もしくは市場取引をセットで義務化する方法も論理的には考えられるけれども、全量買取制度下の発電側として一般家庭も多く想定される中で、買い取れる権利を与えておきながら入札もしくは市場取引を義務化する制度は、再生可能エネルギーの普及促進を目的とする全量買取制度の趣旨にかんがみれば必ずしも適当でないという結論なんですけれど、これもちょっと苦しいのかなあ、と思います。後ろのほうで、全然関係ないところですが、行政コストという話が出てきました。全量買取を行う場合に、入札や、市場での取引を義務づけるということは、それほどおかしい制度ではないと思います。ただ、それをやったときに、じゃあ、どういう制度設計をするのかとか、行政コストはどうなのかという点で問題があるとするというのはわかるんですが、全量買取制度の趣旨にかんがみれば必ずしも適当ではないとは、ちょっと言えないんじゃないかなあと思います。

あとは細かい点ですが、FIT価格が基準価格だというのは、ちょっと、これも苦しいんじゃないかと思っていて、基準価格だとしたら、基準を上回っても下回ってもいいわけなんですけど、この場合は、FIT価格を上回るケースはあっても下回るケースはないので、これは基準価格じゃなくて、どちらかという最低保証価格とか、そういう意味のほうに通るのではないかと思います。

2点目ですけれど、この案で言うと17ページのほうで、出力抑制のところですが、出力抑制の場合には発電されていない電気のために負担が発生するというので、これは確かにそうなんですけれど、もし、余っているなら電気を安く買えるということを考慮した場合は、必ずしもそうではないのではないかと。つまりこれは、価格が固定されていない世界だったらそうなんですけれど、違う世界だったら違うことが言えるのではないかと。短期的にはこれでいいのかもしれませんが、もし、電気の価格が変動する社会が到来するの

であれば、こうは言えないのではないかと思います。将来的な問題かもしれませんが、コメントさせていただきます。以上です。

○金本座長

事務局から何かお答えすることはありますか。

○山下課長

御指摘はごもっともなところもありますので、最終的な文章の表現のところでは工夫させていただいて、また御報告させていただければと思います。

○金本座長

では藤井委員、どうぞ。

○藤井委員

2点あります。1点目は言葉の問題です。社会的費用とか社会的コスト、国民負担、需要家の利益というような言葉が出てきていますが、社会的コスト・費用というのは一体何なのか。需要家の負担がふえる、電気料金の負担がふえるというのはわかりやすいが、社会的コストと言ったときには、例えば太陽電池を入れたら、そのメーカーはもうかるわけですよね。そうすると、日本経済全体として見たら何が起きているのかというと、コストはあまり発生していない可能性もある。電気料金が上がることに関しては、需要家の負担がふえるというのは明らかだと思いますが、社会的費用、社会的コストという用語の使い方は、ちょっと注意する必要があるのかなということです。

それからもう1点、PPSが購入するときに、先ほど城所先生のお話にもあったんですけど、基準価格より高い値段で買うこともできるということですが、そのときに、環境価値の配分に関して、その、高いお金を払った人——PPSが高い値段で買い取って、それは自分のお客さん、需要家に転嫁するということなのですが、そうしたときには、その高値で買い取ったPPSのお客さんに、環境価値もたくさん行くのか、多くの環境価値が行くことになるのか、ということです。

○金本座長

前者の「社会的費用」については、具体的にどこかというところがないと難しいんですが……。事務局のほうから御説明されますか、それとも、私のほうから御説明しましょうか。経済学的な考え方としては、社会的費用というのは、社会全体で資源をどれくらい使うかということでありまして、機器の供給者の側で利益が出る部分というのはあるんですが、その純粋な利益の部分というのは社会的費用には入らないということです。ただし機

器をつくるときには必ず資源を使っていますから——労働力もありますし、いろんな物、材料等も使っているということなので、その部分については社会的費用として整理をするというのが、教科書的な話です。それは具体的な文言の中で、いろんなどころに出てきますので、きちんと使われているかどうかという話は、またあるだろうとは思いますが。

後者については事務局からお願いします。

○曳野課長補佐

環境価値のところは、基本的には、例えば6ページのグラフのところで言うと、買取費用の部分ですね、真ん中の部分に一応含まれているということですので、それより高く買ったのは、ここでもあるのは、あくまでも電気としての価値相当分の上乗せですので、環境価値は平等だということです。ここでは、そういう前提で議論をさせていただいているところでございます。

○金本座長

では林委員、どうぞ。

○林委員

今回、再生可能エネルギーの導入拡大、国民負担、系統安定化対策の3つのバランスが重要ということで、非常にいい切り口でまとめられていると思います。

コメントを1点と、それから細かい点と、2つ、お話しさせていただきたいと思います。7ページの複数の電気事業者による買取ということで、やはり最終的な「しわ」の部分というのが、買取義務を有する一般電気事業者が最後は買い取るという話になるんですけど、ここでちょっと気になるのは、系統全体の連系可能容量の確保ということで、「しわ」ばかり買い取ってくると、今度は、それがもとで連系可能容量が確保できなくなるというところも、ちょっとあるということもありますので、その辺もよく考えた上での議論が必要であると感じております。一定規模以上の電源に限定した上で、買取に関する一定の規律を設けることが必要ということが書かれていますけれど、先ほどの3つのバランスを考える場合、どれか1つが出ると、どれかが1つ下がるということがありますので、そういう点は、今後しっかり議論をしていっていただきたいということでございます。

2つ目は言葉の話で、細かい点ですけど、17ページの第2パラグラフでしょうか、「また、電力系統ネットワーク全体」というのがありますが、「電力系統ネットワーク」という言葉は余り使わないので、「電力ネットワーク」という言葉に変えていただければと思います。すいませんが、よろしく願いいたします。以上です。

○金本座長

よろしいでしょうか。「系統」と「ネットワーク」がダブルで入っているという感じですね。そのほか、何かございますか。

○鈴木部長

オブザーバーから発言させていただきます。東京電力の鈴木でございます。いろいろと多岐にわたる論点につきまして、短期間で精力的に御議論いただきまして、委員長を初め委員の皆様、事務局の皆様に御礼申し上げたいと思います。

一義的な買取義務を負う立場の一般電気事業者といたしましては、買取制度小委員会での議論も含めまして、しっかりと、これから対応していきたいと思っておりますが、あわせて今後の検討に当たりまして、2点ほどお願いしたいと思っております。

1点目は、これまでに、この場でもお願いしたところでございますけれども、先般の買取制度小委員会で、消費者代表の方や、あるいは産業界代表の方の御発言をお聞きする限りでは、現行制度を導入したばかりにもかかわらず、さらにこういう形で、全量買取ということになることに対する負担についての御理解が十分に得られているのだろうかというところを、非常に懸念しているところでございます。一昨日から、大橋先生もご出席いただいたようなシンポジウム等、こういったものも既に立ち上げていただいたりもしているわけでございますけれども、国のほうでも、あらゆる方策を通じて、制度の導入に関する国民全般の理解、協力を得られるような方向の対応をぜひとも引き続きよろしくお願ひしたいというのが1点でございます。

それからもう1点、実務的なところで恐縮でございますけれども、先ほど来、いろいろな論点の中で出ていました、移行時にサーチャージが重複するような扱いですとか、買取者が頻繁に入れかわることもあり得るというようなところですか、複数事業者で買い取る場所の規律といいますか、その辺の扱い、等々、これから詳細の検討をされるということかと思っておりますけれども、やはり実務的に複雑な要素がいろいろ出てきますので、それらに対する、私どもとしての対応のためのリードタイム、あるいは、事業者さんとの買取のほうの契約もございまして、お客様に負担をお願いするところの契約と、両方抱えておりますが、いろいろ複雑な要素が出てくると思っておりますので、できる限り簡明なルールとしていただくことなど、ぜひ、実務的な面への御配慮も、今後の詳細の中で検討をお願いしたいということでございます。以上です。

○城所委員

追加で発言させていただきます。先ほどの藤井先生のコメントで気づいたんですが、18ページのところに、環境価値の取り扱いで1、2、3とあるんですが、この1と2の中間に、さっき藤井先生がおっしゃったことが入るのではないかというふうに思うんです。例えばP P Sさんにせよ、東京電力さんや関西電力さんにせよ、例えばF I T価格以上で買い取った場合に、その環境価値を総取りするというのも、一つ、可能性としては認めていいのではないかと。それは今後の議論だと思いますけれど、それがこの1と2の中間に当たると思うんです。それは今後の検討の中で考えることであって、今それを排除できるかという、ちょっと苦しいかなあと思ったので、そこはどうなのかという質問です。

○金本座長

それは何か変な……。どういう考え方なんでしょうか。

○城所委員

エクストラの部分ですよ。

○金本座長

エクストラの部分というのは、別に、環境価値を高くしたわけではないというのが、今の整理なので、その環境価値分を、そういう人にあげるというのは、ないのかなあというふうに……。

○城所委員

そうすると、環境価値に高く払うという行動は、想定しないということですか。

○金本座長

それは制度の前提として想定していないというふうに、私は理解しているんですが。みんなフィックスのF I Tでという、そういう制度だというふうに、私は解釈しているのですが、事務局のほうから何かございますか。

○山下課長

少なくとも私も座長と同じような感じで考えておりましたが、それを超えてということでしょうか。

○城所委員

どうしてF I T価格より高い価格で買い取るインセンティブがあるかというのと、もしそれが環境に優しい電気だったら、それを使って、ほかの事業者に対して、競争上有利になりたいという事業者さんが出てくるのではないかと。つまり「この店舗はグリーン電力で動いています」みたいな宣伝がしたい、と。そうすると、F I T価格より高値で買い取る

というのが戦略としてあり得るかなあと思ったんですけど。

○三田課長

たとえPPSが高値で買い取ったにしても、通常のFIT価格から回避可能原価を引いたサーチャージ部分というのは、一般需要家が幅広く負担しているので、環境価値をPPSが総取りしてしまうと、一般需要家が負担している部分までPPSの需要家に行ってしまうという意味で、多分、負担の公平論としておかしいことになるのではと・・・。

○城所委員

いえ、FIT価格を超える部分だけです。

○三田課長

そのご議論を突き詰めていくと、サーチャージの部分と高く買いとった部分の比率で環境価値を按分して、その部分だけ環境価値を配分するということになるかと思います。多分、その部分というのが、サーチャージ全体に対してどれくらいの部分なのか、非常にマージナルな部分だけになるのではないかと、思うんです。

○城所委員

まあ、そうですね。

○金本座長

多分、問題なのは、6ページだとピンクのところは全部、環境価値というのは、まずあり得ないですよ。電力としての価値が高いから、そういうときには買うというのが、多分、メインだろう、と。このうちの、どれだけが環境価値なのかというところは、ちょっと実務的には詰められないということかと思います。実態上は、今、PR的に買うみたいなものは、別の仕組みがありますので、このところにそれがうまくはまるかという、ちょっと、はまらないのかなあという気はしますね。何か追加でございますか。

○曳野課長補佐

恐らく、より高く買った部分について、その分の環境価値がもらえるということになると、その分、どこかの環境価値が減ることになると思うんです。そうすると、多分、そもそも前提としてあった環境価値として、サーチャージとセットで調整される分が減ると思われま。そうすると、一般的に需要家の方々に御理解をいただくときに、「自分はサーチャージを払うことで何がもらえるんですか」と言われたときに、「これは環境価値も一緒に移転します」ということなんですが——もちろん、「環境価値なんか、要らないよ」という方もいらっしゃるかもしれませんが、環境価値も一応、移転されるんですといったと

きに、だけど、たまたま高く買い取る方がいると、それはどんどん削られていって、残りとして、単に「再生可能エネルギーがふえてよかったね」的な価値というか、環境は全然関係ありませんということも、もちろん、今の先生の話ですと、ゼロにはならないと思うんですけど、多少、削られるということが、制度設計として、実務上可能かということももちろんあるんですけど、一応、買取費用に比例して価値がきますよという制度設計を、一つ、ここでの整理とさせていただいているところでございます。

○金本座長

それでは山内委員、どうぞ。

○山内委員

所用で遅刻をしてしまいまして、大変失礼いたしました。ただし、この報告書の内容は事前に送っていただいたので、目を通しておりまして、内容的には、ここで議論してきたことをそのまま反映させていただいているので、特に異存はございません。

ただ、個人的な興味で一つだけコメントをさせていただきます。9ページの、買取費用の負担に関する電気料金制度上の取り扱いと、それから12ページの、外生的・固定的なコスト要因の料金反映というところが、一つのペアになっていて、サーチャージと位置づけて、そして請求権でしたか、それを付与するというようなことと、それを料金との関係でどうとらえるかということだと思えます。私は、9ページでまとめられて、こういう形で、今までの認可プロセスとは違う形の料金反映があって、これはしかるべきだというふうに思っています。サーチャージの要件についても、1から4までに書かれているとおりで思えます。ただ、こういう形で取った料金の位置づけというものを、もう少し具体化といえますか、どういうふうに考えていくか。これは今回の、この買取のところだけではなくて、ほかにも、いろいろと影響があるのかなあとも思えますので、その辺を明確にしなければならぬだろうというふうに思っています。ただ、これは個人的な興味ですので、特に内容的なことではございません。以上でございます。

○金本座長

どうもありがとうございました。これから、いろいろ御検討いただかなければいけないというところだと思えますが。では大日方委員、どうぞ。

○大日方委員

13ページから始まる系統安定化対策費用の負担で、2案があるというところですが、この報告書の論旨には、基本的に賛成ですけれども、その書きぶりで、従来の特定期間とか

一般負担というもののアナロジーが使われているというところが、一つ気になるところではあります。どういうことかという、特定の一般電気事業者が、その営業区域にかかる、その範囲だけで負担するのか。あるいは、サーチャージに含めて日本全国一律に回収するという方法も考えられなくはないのではないかと。

ただ、非常に難しいのは、ネットワークの効果があって、電源線あるいは系統増強ということにおいて、どこまで、だれが受益者なのかというのは非常にわかりにくい問題があります。ただし、再生可能エネルギーで追加的にかかる負担を需要者から回収するといったときに、特定の営業エリアの需要者なのか、それとも全体にするのかというところは、必ずしも決まっていなくて、だからこそ、一般負担とするのは非常に難しいだろうというふうに私は思います。そのあたり、既存のイメージ、工事負担金が生じるようなイメージだけで議論していいのか問題があります。

どうしてかという、いわゆる地域間格差をできるだけなくしたほうが、自由化にとってはいいと思っていますが、そうすると、再生可能エネルギーの話によって、地域間格差が新たに生じるというのは、制度の方向性としては、ちょっと障害になるので、かりに特定の一般電気事業者の負担になる、需要者負担であるとするなら、この制度の立てつけは、薄く広くということなので、そこはやはりサーチャージに含めるという考え方も、ないわけではないだろうと思います。

だからこそ、やや、一般負担に対してネガティブという結論には賛成ですけれども、このところを、仮の話ですけれども、一般負担といたら、その生じている区域のみの需要者負担ということが、もう、決まった話なのかどうか。案の2のほうですが、一般負担といたら、もう、そのエリアの需要者のみが負担する、と。そちら側に行ってしまうと、この、清算機関を通じたような、全国一律徴収というスキームには乗せないということが、もう既に決まっていることなのかということについて、少し明確にしていきたいと思っています。

○金本座長

これは第三者機関と関係すると思いますが、曳野さんからコメントをいただけますか。

○曳野課長補佐

恐らく、書きぶりについては少し修正が必要だろうというふうに思いました。中身について、恐らく今、大日方委員が指摘されたことは、サーチャージで一般負担にしますという考え方は、逆に言うと、今、これは買取費用の中で、どういう水準で買取価格を設定す

るかで、電源線コストなり系統増強費用が事業者の負担に入ってきますので、結果的にはサーチャージで負担しているとも言えると思っています。例えば 15 円から 20 円で、今、買取価格というのは設定される予定ですけれども、仮に 20 円という設定がなされた場合に、電源線なり系統増強費用を発電事業者が負担するということになる、結果的にそこがかかったコスト全体が見合えば投資が行われますので、結果的には、この発電事業者負担方式というのは、サーチャージに込みで負担が行っているということも言えるのかなあというふうに思っております。

○大日方委員

案の 1 のほうはそのとおりですが、案の 2 のほうで一般負担としたときにどうなるかということですが。

○曳野課長補佐

それは、論理的には両方確かにあり得ると思います。つまり、系統増強費用を、原価ではなくて別に分けるということもあるかもしれませんが、恐らくそういう議論をし出すと、この報告書の関係では、12 ページの外生的・固定的なコスト要因の 4 つの要件に当たらない費用となってきますので、また別の整理が必要になってくると思います。ただし、こういう料金制度において全体とのバランスを考えると、今回、そういう制度をとるのは、なかなか難しいのではないかと思います。

○金本座長

サーチャージから負担することはないということなんですが、非常に大きな系統増強が必要なときには、中立機関を通して、ほかの電力会社が負担を分けるというようなことは、論理的にはあり得るのかなあと思いますが、それは何も言っていないということだと思いますけれど。

○曳野課長補佐

一義的に定まるコストではありませんので、その正当性をどう見るかとか、査定をどうするかという、料金プロセスに全部入ってくるような話ですので、それを、今回、外生的・固定的なコストですからと言っていることとの関係で言うと、およそ入らないということになりますので、全く別の考え方をとらない限りは、直ちにこれを入れてくるというのは難しいと思っております。

○金本座長

そのほか、いかがでしょうか。最初から申し上げますけれど、オブザーバーの方々

も御自由に御発言いただいて結構でございます。

○高島部長

オブザーバーで参加させていただいております、ユーラスエナジージャパンの高島と申します。この委員会におかれましては、皆様、大変な御尽力をいただきまして、まとめ上げていただいたことに感謝申し上げたいと思います。

一点、風力発電事業者の立場から申し上げたいのは、出力抑制についてですけれども、前回の委員会でもオブザーバーとして参加して、出力抑制を行うことは、系統への導入量として、いわゆる風力発電の導入量拡大のためには、ある一定のトレードオフとして仕方がないかなあということは発言申し上げたと思いますけれども、そのときにも、風力発電のほうとして耐えられる限界量——ここの17ページにも書いてありますけれども、受忍限度となる上限値ということですが、それについては風力としては4%ということをお願いしたと思いますので、それについては、風力は4%である、と。ここには4~8%と書いてありますけれども、8%になったときに、委員会で風力は何も言わなかったじゃないか、8%でいいじゃないかと言われると困りますので、改めて、この場を借りまして、風力としての受忍限度は4%であるということのリマインドしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○金本座長

どうもありがとうございました。そのほか、ございますか。

○遠藤本部長

エネットの遠藤でございます。これまで、毎回、このワーキング2には参加させていただいて、大変ありがとうございました。それから、短期間の間で今回の報告書をおまとめになられた、金本先生を初め事務局の皆さんの御努力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

本報告書案の中で、PPSの現状を踏まえ、競争上のイコールフットィングの観点から記載をいただくなど御配慮をいただきまして、ありがとうございました。

幾つか、これまでも、申し上げてきましたが、改めて要望させていただきたいと思えます。まず、先ほども少し議論があった環境価値の扱いの点でございます。負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整される扱いが適当であると、最後に書かれているんですけれども、この方法ですと、PPSが買取対象電源を入札などで落札しても、環境価値は、結局、すべてPPSに来るわけではなくて、シェアに応じてわずかし分配されないとい

う形になります。

今まで、PPSというのは、地球環境のための温暖化対策の推進に向けまして、バイオマス電源を中心に調達を進めておりまして、CO2 排出係数の低減にも努力してまいりましたけれども、今検討されている方法になりますと、なかなか、自助努力でCO2を低減するという道が狭められてしまうことを懸念しています。今、いろんな環境規制が出てきているんですけど、そういったものへの対応が、なかなか困難になってくるということがございます。

具体的に言うと、環境配慮契約法とか、それからエネルギー供給構造高度化法といったような、幾つかの環境関連の規制があるわけですけど、そういったものの緩和も含めまして御検討をいただきたいと思います。

それから、いろんなところで申し上げていますが、なかなか、こうした自助努力ができないというような状況になってくると、PPSは本当に困りますので、この買取対象ではないんですけども、ゼロエミッション電源である大型の水力発電や原子力発電の電気がPPSにも調達できるような仕組みというの、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それからもう一つ申し上げますと、ゼロエミッション電源の中で、非常に今、我々の調達の主力になっています、自治体さんのごみ発電があります。これはエネルギーさんも、当然、データをお持ちだと思いますけれども、世の中にあるもののうち、まだ一般の入札等に出ているものは一部にすぎません。ほとんどは電力会社さんとの相対契約等になっておりまして、我々がアクセスできるような状態になっていない電源が大半でございます。こういった電源に、なるべく、我々がアクセスできるような形を考えていただきたい。

それから、公営の水力発電さんというのもあって、これも200万キロワット以上あるというふうに聞いていますけれども、そういったものも、なかなか我々が調達できるような状態になっていないという現状がございます。こういったことも、制度的な面も含めて、規制緩和等をしていただいて、少しでも我々PPSもアクセスできる市場の中に出てくるような制度設計をご検討いただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど城所先生のほうからも御指摘がありましたので、ついでながら、PPSの立場で申し上げますと、先ほどの5ページの、買取価格を固定して、PPSが国民負担にまわるサーチャージを減らすような形で調達できないかというお話について、環境価値の考え方も含めて、例えばサーチャージを減らした分は、環境価値総取りではないにしても、部分的にCO2の価値をPPSがもらえるというようなことになれば、それは

それでPPSにとっては高値で買うインセンティブになります。それが回り回って、需要家の国民負担が減るという方向になって、結果的にはいい方向にも行く可能性があるということで——先ほど、今回は参考情報ということで、また改めて別の場で御議論があるというようなお話もありましたので、そういったことが検討されるようでしたら、ぜひ、そういったことも含めて御検討をいただけないかというお願いでございます。

それから次に、買取契約につきまして、報告書の6ページの(2)のところ、PPSを含めた再生可能エネルギー電源へのアクセス機会の拡大のために、比較的安定的な電源としての運用も期待される水力・地熱・バイオマス発電については、発電設備設置者において、積極的に入札や日本卸電力取引所のグリーン電力卸取引の活用などを行うことが望ましいのではないか、というふうに記載していただいております、これもありがたいですし、感謝しております。ただ、PPSとしましては、環境価値は含まれないものの、貴重なベース電源であるバイオマス等の電源にアクセスする機会を確実にふやしていくためにも、隣に取引所の方がいらっしゃいますけれども、取引所の中で、なるべく手間がかからないで、取引しやすいような仕組みといったものも必要になってくるかと思っておりますので、ぜひ、そういった御検討もしていただきたいと思っております。

それから、PPSも電源調達できるような環境を、今回、つくっていただいたということで、実際に制度が運用されたときに、本当にそれがきちんと市場に出てきているのか、入札されているのかということも含めて検証していただくことも重要かと思っておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○金本座長

どうもありがとうございました。それでは村上さん、お願いします。

○村上所長

住友共同電力の村上です。御発言の場をいただきまして、ありがとうございます。弊社は特定電気という形態でも電気事業をしております。いろいろ各論を言うと、きりが無いと思っておりますけれども、弊社の特定電気の電源は、すべて水力です。そういった需要家の皆様方にも、今回はサーチャージの負担がかかるという実情があるということをお認めいただけたらと思います。時間が少しありましたので、発言させていただきました。ありがとうございました。

○金本座長

どうもありがとうございました。では大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

一点だけ、蛇足なんですけれど、この全量買取制度というのは、そもそも、どうして始まったのか、振り返って考えてみると、結局、全員参加型ということで、地球温暖化なり、エネルギーセキュリティーや環境関連産業の育成など3つのことが書かれていますけれど、そういうことに向けて、国民全体でサポートしていこうという精神で、そもそも始まっているものだと思うんです。

そうした中で、環境価値の議論ですけれども、そうした負担は、やはり、本来だったら国民に帰属されるものだろうというのが、そもそも本筋から考えると妥当なのかなあ、と。事業者がこの制度を使わないで買うことというのは可能ですから、そういう形で買ったものに関して、みずからの環境価値としてクレームすることに関して、必ずしも否定している制度ではないと思われまので、そうした意味で——もちろん事業者の後押しをする制度ではありますけれど、そのあたりは、きちっと峻別して考えて、そもそもの、本来の精神というものを、制度の詳細の中で忘れてはいけないのではないかと、そのようには思いません。以上、蛇足ですけれども、失礼いたしました。

○金本座長

では藤井委員、どうぞ。

○藤井委員

8ページの回避可能原価のところ、脚注にあるように、既にも買取制度小委員会のほうで議論された結果だろうと思えますけれど、一般電気事業者ごとに全電源平均可変費を採用するというのですが、多分、実際には、CO<sub>2</sub>を減らすということを考えると、火力の出力を調整して、原子力は多分ずっと運転して、水力も多分ずっと運転して、という状況で、再生可能エネルギーがたくさん入ってきたときには火力で調整するというのが、物理的にはなされているのだらうと思えます。総括原価方式との相性という意味では、全電源平均というのはわかるんですけれど、多分、火力のほうが可変費は高いはずなので、安目に回避原価を見積もるということにはなるのかなあ、と。多分、買取費用というものを、実際よりは多目に見積もる傾向にあるのかなあ、と。その分、需要家への負担がふえていくおそれもあるなあということ、ちょっと指摘させていただきたいと思えます。

○金本座長

この辺は、実態としてはなかなか難しいところで、火力でいいかと言われると、また、

いろんな議論が、多分、あるだろうと思いますが、これからもう一回、ここでこの議論を蒸し返すというのは、なかなか難しいかと思しますので。それでは岡林さん、どうぞ。

○岡林事務局長

太陽光発電協会の岡林でございます。17ページのトランスの件につきましては、大橋委員のほうから御発言いただきましたので、私のほうからは特にございません。ただ、太陽光の場合、買取価格につきまして、設置していただく皆さんにメリットのある価格を検討していただくように、ぜひともお願いしたいと思います。以上でございます。

○金本座長

どうもありがとうございました。では安永さん、どうぞ。

○安永室長

議論が幾つか出ましたけれども、広報が大事だという点は、まさにそのとおりだというふうに思っております。特に買取制度について御理解をいただくということで、先ほどもちょっと御紹介がありましたけれども、再生可能エネルギーに関するシンポジウムを、全国で、今週からスタートしております、ほかにもいろいろな手段で国民の方々の御理解をいただくという努力を、これは政府としてもしていく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、この報告書で御議論いただいた点ですけれども、また、制度を実際につくっていく段になりますと、法律的にどうなのかという議論が出てきますので、そこでまた、できる、できない、といった話がいろいろ出てきたりした場合には、それはまた何らかの形で御意見をいただいたりする必要があるかなあというふうに思っています。

それから、社会的費用のお話がちょっとありましたけれども、御指摘がありましたように、確かに、例えば太陽光パネルがいっぱい入ると、その分でいろいろ経済にプラスもあるじゃないかということで、これは特に私ども政府としても、成長産業ということで、非化石電源という意味だけでなく、実際に経済成長の原動力にするという意味で大事なところだと思っはいるのですけれど、ただ、恐らく、電力の分野で社会的コストというと、広く一般の負担になってしまうことという意味で使っていることが多くて、それは多分、通常の送電の設備投資でも、電線メーカーにプラスになっているじゃないかとか、そういう話と一緒にだと思いますので、再生可能エネルギーに限った話ではないのかなあというふうに思います。

また、環境価値ですけれど、これについて、どこで評価をするのか。例えば証書で評価

をするのであれば、その証書を発行する人がどう評価するかとか、あるいはこの報告書案にもちょっとありますように、排出量取引制度が別途検討されていて、そちらのほうでどう評価するかとか、要するに評価をする側の制度によってくる部分が大きくて、若干、ここでこうだと決めても、そのとおりになるかどうかというのはまた別というところがあるのかなあというふうに思っております。

それにつきましては、議論にもありましたように、「私はあの風力さんから買っているのがメインなんだから、環境にいい電気を私は使っています」というふうに、例えば需要家がPRするのは自由でありますし、ただ、ダブルカウントということがそこらじゅうで行われると困るので、我々の基本的な考え方としては電気料金負担に応じて分配されたというふうにみなすことにしてはどうかという、そういう考え方を示したものであって、具体的に、本当にどうカウントするかは、多分、カウントする側の制度なりビジネスモデルなりによって、多分、変わってくるところがあるのかなあというふうに思っています。

それから、多分、電力・ガス事業部は答えにくいと思うので、若干、気楽に、さっきの全電源のところについてコメントをさせていただくと、再生可能エネルギーのところの「しわ」取りは、もしかしたら揚水でやるかもしれないなくて、それは原子力で動かしているんじゃないかというふうに考えると、必ずしも火力だけという議論でもないのかなあ、と。ここは議論があるところだと思いますので、あれですけれども、そういう見方もできるのかなあと思いました。

それから、ユーラスさんのコメントについてですけれど、確かに出力抑制の問題は、今、どうというふうに決めてしまうのは難しく、この報告書も、一応の目安というか、こういうことでやっていますけれど、一つ、出力抑制をされにくいところに建てるというのも、事業者さん側の努力ということとしてはあるのかなあというふうに思っていて、そういうふうに、みんなでうまく工夫して、コストを減らしながら、なるべく再生可能エネルギーが入っていくというふうにやっていくことが必要なのかなあというふうに思いました。以上です。

○金本座長

どうもありがとうございました。では鈴木さん、どうぞ。

○鈴木部長

先ほど遠藤オブザーバーのほうからありました件について、一言コメントさせていただきます。一つは原子力や大型水力を活用するような仕組みというお話がございましたけれ

ども、私どもは、2020年に向けて、ゼロエミッション電源50%以上を目指すというビジョンを、つい先日、発表させていただきましたけれども、とにかくこれをやっていくので精いっぱいというような状況でございまして、まずは自分たちの目標達成に向けて、一生懸命、頑張っていくという中で、余裕がないというのが正直なところでございますので、この点、御理解いただきたいと思っております。

それから、自治体さんのごみ発電や公営水力でございましてけれども、私どものほうで、これを相対契約の中でしばっているとか、そういうことは一切ございません。あくまで先方の御意思と申しますか、我々からも、契約の選択肢はいろいろお示ししますが、どのような形で、どこに契約されるかというのは、先方の御意思がベースになっているということを、改めて申し上げたいと思っております。現実には、ごみ発電の場合は、当社で言いますと、半分を大きく上回る規模の電気がPPSさんのほうに振り向けられているというのが実態でございまして、よろしくお願いたします。

○金本座長

大体、御意見も尽きたようでございまして、この辺で最後の締めに入りたいと思っております。委員の皆様方から、この報告書の中身という書きぶりにかかわる御意見が幾つかございましたので、これらについては、少し修正をする必要があるのかなあということを考えております。そういった修正をするという前提で、修正後の報告書の取りまとめにつきましては、座長の私に御一任いただくということをお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、事務局のほうから、取りまとめ後の取り扱いにつきまして、御説明をお願いいたします。

○山下課長

ありがとうございます。本日いただきました御意見は、報告書案に反映して、座長にお諮りし、本ワーキンググループの最終的な報告書として取りまとめさせていただきたいと思っております。また、本ワーキンググループで取り扱った事項につきましては、まとめた方向性を踏まえまして、今後、買取制度小委員会等で報告、審議をするほか、詳細事項についてはさらなる検討を進めていきたいと考えております。

○金本座長

どうもありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、横尾部長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○横尾部長

横尾でございます。本日を含め、4回にわたり、この第2ワーキンググループの会合で、大変精力的に御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

再生可能エネルギーの導入を進めるという政府の方針のもとで、特に全量固定価格制度を導入し、それに伴う電気事業制度との接点といいますか、それをあらかじめ整理しておこうということで、今回、我々もいろんな選択肢を先生方の前に提示させていただいて、メリット、デメリットというものを整理させていただき、大きい方向性を御議論いただいて、今ここに取りまとめたいただいたということでございます。

今、山下のほうからありましたとおり、これから買取制度小委員会、その他、審議会にこれを報告して審議をいただくのとあわせて、これをベースとして、細かい制度設計をやらせていただきたいというふうに思っております。さっき安永君からありましたように、法律にするとすると、なかなか、法律上、書ける、書けない、という議論がまた出てきますので、その点は、こういう大きい方向性としては、きょう、おまとめいただいたものをベースとしながら、細かい制度設計論については我々でやっていきたいと思っております。その節には、また先生方の御知見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日まで、まことにありがとうございました。

○金本座長

ありがとうございました。これをもちまして、第4回「次世代送配電システム制度検討会 第2ワーキンググループ」を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)